

# 令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画書

【評価】R4年度事業実施状況  
 ◆事業実績評価（事業計画どおり事業を実施したか、効果は十分であったか）  
 ◆人権視点評価（人権尊重の視点に立って事業ができたか）

## I 基本施策の推進

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業実績評価	人権視点評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)	担当課	
I 人権 同 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	I-1 あらゆる 場を通じた人 権同和教育・啓 発の推進	①学校などでの 人権同和教育の 推進	・市内の幼保小中高に勤務する 教職員が、公開の保育や授業の研究 を中心とした研修を深め、人権 同和教育を進めます。（研修校と 授業研究校の指定）	1	・東信地区人権教育研修会への保育士の参加 ・自然に触れる、動植物の世話など、命の大切さの体験	・コロナ禍により、参加を見合わせた。 ・自然に触れる、動植物の世話など、命の大切さの体験を衛生面に 配慮しながら実施した。 ・全職員でアンケートを実施し、現状把握に努めた。 ・各保育園ごとにセルフチェックリストを用いて、人権について学 んだ。	B	B	・セルフチェックリストを活用し、人権についての認識の統一を図る。 ・自然に触れる、動植物の世話など、命の大切さを体験する。	保育課	
				2	・学校人権同和教育研修を研修校及び授業研究校において実施す る。 当番校：北御牧中学校及び滋野小学校 ・市内小中学校一貫の人権同和教育を進めていくための計画を練 り、実施できる体制をとる。 ・各校の授業づくりに人権同和教育指導主事も加わり、助言してい く。 ・人権同和教育主任会、人権同和教育委員会、小中一貫教育を推 進していく。	・人権同和教育研修授業として ①研修（講演会）【北御牧中学校】 ②公開授業研究開催【津津小学校】 ・滋野小学校、北御牧中学校及び田中小中学校からの依頼により、人 権同和教育指導員が授業づくりや授業に参加した。 ・人権同和教育主任会及び人権同和教育委員会、小中一貫教育の 推進（年5回実施）に取り組んだ。	A	A	・学校人権同和教育研修を研修校及び授業研究校において実施する。 当番校：田中小学校及び北御牧中学校 ・市内小中学校一貫の人権同和教育を進めていくための計画を練り、実施 できる体制をとる。 ・各校の授業づくりに人権同和教育指導主事も加わり、助言していく。 ・人権同和教育主任会、人権同和教育委員会、小中一貫教育を推進して いく。	教育課	
				3	・保育所・幼稚園の就学前保 育・幼児教育において、保育所保 育指針等に掲げる保育目標の一つ 「人との関わりの中で、人に対す る愛情と信頼感、そして人権を大 切にする心を育てるとともに、自 主、自立及び協調の態度を養い、 道徳性の芽生えを培うこと」の達 成を図ります。	・保育所職員人権研修 家庭児童相談員 斎藤 清子氏 「子どもの人権について」 ・保育をする上で一番大切な「子どもの人権」について東御市の家 庭環境の实情を交えての講演。	・保育所職員人権研修 家庭児童相談員 斎藤 清子氏 「子どもの人権について」リモート研修 ・研修にグループワークを取り入れることで、より内容が充実した ため、グループワーク研修の継続性を感じた。	A	A	・保育所職員人権研修（リモート研修） 認定NPO法人フリースペースたまりば 理事 志 西野 博之氏 「子どもの人権について」（仮） ・保育をする上で一番大切な「子どもの人権」について、東御市の家庭環 境の实情を交えての講演を行う。	保育課
				4	・「人権と暮らしについての意 識調査」及び「部落差別に関する 意識調査」の結果や、学校や地域 の暮らしの中にあるあらゆる差別 の問題を教材化し、生活と結びつ いた人権同和教育を推進します。	・冊子「令和4年度東御市の人権同和教育」を作成する。 ・各校の人権同和教育計画において、小学校から中学校へつなげる 人権同和教育の充実を図る。 ・人権啓発作品の募集を通して、学校人権同和教育の充実につなげ ていく。	・冊子「令和4年度東御市の人権同和教育」を作成した。 ・人権啓発作品の募集し、展示した。 人権同和教育課と連携し、幼稚園、小中学校及び企業から次の とおり応募があった。作文58点、標語69点、ポスター48点、なが よしの絵（幼保のみ）35点 ・中央公民館展示後、全校巡回展を実施した。	A	A	・冊子「令和5年度東御市の人権同和教育」を作成する。 ・各校の人権同和教育計画において、小学校から中学校へつなげる人権 同和教育の充実を図る。 ・人権啓発作品の募集を通して、学校人権同和教育の充実につなげてい く。	教育課
				5	・具体的な課題解決に向けて、 教職員の人権同和教育研修の充実 とともに、学年会や教員会などの 活動をより活性化するとともに、 教職員の質的・量的な充実を図り ます。	・人権同和教育指導主事を各校に派遣し、校内人権同和教育活動支 援（全7校での指導を予定）を行う。 ・市外からの要請があれば派遣し、職員、児童生徒、PTA等への指 導をしていく。	・学校からの要請により、人権同和教育指導主事を派遣し、人権 同和教育研修を実施した。 ・市内全小学校で職員人権同和教育指導を実施。新任職員にはさら に別途研修を実施した。 ・市外（望月小学校で職員研修）からの要請で指導派遣を実施し た。	A	A	・人権同和教育指導主事を各校に派遣し、校内人権同和教育活動支援（全 7校での指導を予定）を行う。 ・市外からの要請があれば派遣し、職員、児童生徒、PTA等への指導をし ていく。	教育課
				6	・保護者への意識啓発を図るた め、PTA会員の研修機会の拡 充、家庭・地域の啓発活動を推進 します。	・各小中学校においてPTA会員を対象とした人権同和教育の推進す る。 ・各小中学校において参観日等に合わせ、PTA人権同和教育講演会 の開催や学級・学年PTAでの研修を実施していく。	・学校からの要請により、人権同和教育指導員による保護者への研 修を実施した。 ・PTA人権部員の研修を実施（東部中学校、津津小学校及び滋野小 学校）した。	A	A	・各小中学校においてPTA会員を対象とした人権同和教育の推進する。 ・各小中学校において参観日等に合わせ、PTA人権同和教育講演会の開催 や学級・学年PTAでの研修を実施していく。	教育課
				7	・市内の小中学校ごとに、解放 子ども会の保護者や関係者、部落 解放同盟東御市協議会役員、学校 職員、教育委員会及び人権同和担 当職員による懇談会を通して、 同和教育の充実と改善を図り ます。	・学校主催の人権同和教育懇談会を開催する。 ・1年間のまとめとして学校人権同和教育懇談会を1月に開催す る。 ・解放子ども会がいつ再開しても対応ができるよう職員への研修 を行う。 ・人権啓発センターの社会見学を通して、地域における人権啓発の 様子や解放子ども会について学べるようにしていく。	・学校主催の人権同和教育懇談会を5・6月に全小中学校で開催し た。 ・1月に開催を予定していた学校人権同和教育懇談会が中止となっ たため、アンケートにより、1年間のまとめと次年度の取り組みを 確認した。 ・職員が解放子ども会について学ぶ研修を実施した。 ・小学校中学年が人権啓発センターの社会見学を実施した。	A	A	・学校主催の人権同和教育懇談会を開催する。 ・1年間のまとめとして学校人権同和教育懇談会を1月に開催する。 ・解放子ども会がいつ再開しても対応ができるよう職員への研修を行 う。 ・人権啓発センターの社会見学を通して、地域における人権啓発の様子や 解放子ども会について学べるようにしていく。	教育課
				8	・教育委員会及び人権同和担当 課に配置された人権同和教育指導 員を中心に、小中学校からの講師 派遣要請に赴き、本市の人権同和 教育に沿った内容で教育支援、研 修支援をします。	・年度当初の計画に沿って、各校の教職員に対して、部落差別の歴 史や市の人権同和教育について講話や授業支援を実施する。 ・学校の要請により、PTA研修部員へ部落差別の歴史やさまざま な人権課題との関連など、今の子どもたちが学んでいる内容につ いて理解を深める講話を増やしていく。	・年度当初の計画に沿って、各校の教職員に対して、部落差別の歴 史や市の人権同和教育について講話を行ったり、授業支援を行っ た。 ・学校の要請により、PTA研修部員へ部落差別の歴史やさまざま な人権課題との関連など、今の子どもたちが学んでいる内容につ いて理解を深める講話を実施した。	A	A	・年度当初の計画に沿って、各校の教職員に対して、部落差別の歴史や市 の人権同和教育について講話や授業支援を実施する。 ・学校の要請により、PTA研修部員へ部落差別の歴史やさまざま な人権課題との関連など、今の子どもたちが学んでいる内容につ いて理解を深める講話を増やしていく。	教育課

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業実績 評価	人権視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)	担当課		
I-1 人権同和教育・啓発の推進	②社会教育における人権同和教育の推進	・地域における啓発活動を推進するため、公民館との連携を強化し、人権啓発学習会を開催して、人権同和教育の推進を図ります。		9	映画「ほんとの空」を鑑賞し、人権同和教育指導員の解説と参加者アンケートを実施する。新型コロナウイルス感染症対策（会場、人数制限）をとって実施する。	新型コロナウイルス感染症対策として各分館単位から公民館で人数制限を設けて実施した。滋野地区（6月14日～6月21日）、和地区（7月12日～7月20日）、北御牧地区（10月12日～10月18日）参加者 34区 115人	B	B	映画「家庭の中の人権 生まれ来る子へ」を鑑賞し、人権同和教育指導員の解説と意見交換、参加者アンケートを実施する。各分館で実施する。	人権同和政策課		
				10	・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。（北御牧地区・田中地区）	・男女共同参画まちづくり地区懇談会は北御牧地区11月27日実施77人参加、田中地区10月6日60人参加した。	A	A	・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。（滋野地区・祇津地区）	人権同和政策課		
				11	・市民の学習機会や情報の提供、学習方法の提案、指導者育成など学習支援を図ります。	・人権尊重のまちづくり審議会、人権啓発センター運営委員会の開催 ・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/10日）の開催。講演講師は、（一社）インターネット・ヒューマンライツ協会代表 スマイリーキク子氏を予定。 ・東御人権セミナー4回（8/24 障がい者の人権、9/22 子どもの人権、10/22 犯罪被害者の人権、11/24 部落差別）の開催。	・人権尊重のまちづくり審議会（7/20、11/12）、人権啓発センター運営委員会（11/2）を開催し、人権施策、運営について協議した。 ・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/10日）。会場：東御市中央公民館。講演講師は、（一社）インターネット・ヒューマンライツ協会代表 スマイリーキク子氏 参加者 158名。 ・人権セミナー（8/24 障がいの人権、9/22 子どもの人権、10/22 犯罪被害者の人権、11/16 部落差別 合計 165人参加）を開催した。	B	B	・人権尊重のまちづくり審議会、人権啓発センター運営委員会の開催 ・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/9日）。会場：東御市中央公民館。講演講師に、中井宏美さんを招きDVや虐待などの子供の人権についての講演を予定。 学校や各種団体の人権に関する取り組みを発表する場を設ける。 ・東御人権セミナー4回実施予定。 ・多様な性に関する研修会5回実施予定。	人権同和政策課	
				12	・市民の学習機会や情報の提供、学習方法の提案、指導者育成など学習支援を図ります。	市報、FMとうみ、市HP等を活用して、東御人権セミナー、人権尊重のまちづくり市民の集い等の情報発信を行う。	市報、FMとうみ、市HP等を活用して、東御人権セミナーの開催をPRし、市内外への周知を図った。	B	B	市報、FMとうみ、市HP等を活用して、東御人権セミナー、人権尊重のまちづくり市民の集い等の情報発信を行う。	人権同和政策課	
				13	・地域や各団体、各機関での各種の研修会を充実するため、また、研修会への派遣要請に対応していくため、人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保を図ります。	・各種団体、各機関への東御人権セミナーへの参加依頼 ・各種団体、各機関における研修会の支援・協力	・東御市企業人権同和教育連絡協議会、人権擁護委員、民生児童委員、青少年補導委員他市内各種団体、小中学校へ東御人権セミナーへの参加を依頼した。 ・各種団体等の研修会は、希望団体がなかった。	B	B	・各種団体、各機関への東御人権セミナーへの参加依頼 ・各種団体、各機関における研修会の支援・協力	人権同和政策課	
				14	・人権同和教育指導員による地域での人権同和教育推進 ・研修等による指導者養成（人権同和教育指導員視察研修の実施）	・人権学習会を実施。新型コロナウイルス感染症対策として各分館単位から公民館で人数制限を設けて実施した。滋野地区（6月14日～6月21日）、和地区（7月12日～7月20日）、祇津地区（10月12日～10月18日）参加者 34区 115人。 ・指導者養成として、人権同和教育指導員研修を実施（第16回ハンセン病市民学会全国交流集会in長野への参加、結婚差別についての研修）	・人権同和教育指導員による地域での人権同和教育推進 人権啓発学習会田中地区（6月6日～6月29日）、祇津地区（7月4日～7月27日）、北御牧地区（10月3日～10月31日）33区 ・研修等による指導者養成（人権同和教育指導員視察研修の実施）	B	B	・人権同和教育指導員による地域での人権同和教育推進 人権啓発学習会田中地区（6月6日～6月29日）、祇津地区（7月4日～7月27日）、北御牧地区（10月3日～10月31日）33区	人権同和政策課	
				15-1	・学校人権同和教育同様、人権同和教育指導員が具体的な関わりを持っていきます。	・指導員の指導がより充実できるように、学校現場で取り組んでいるものが反映できるようにしていく。	・学校職員に指導している内容が地域の学習会でも反映できるように、指導委員会で提案するとともに、実際の学習会でも学校の取り組みを紹介するようにした。	A	A	・指導員の指導がより充実できるように、学校現場で取り組んでいるものが反映できるようにしていく。	教育課	
				15-2	・人権学習会の実施新型コロナウイルス感染症対策として各分館単位から公民館で人数制限を設けて実施。滋野地区（6月14日～6月21日）、和地区（7月12日～7月20日）、北御牧地区（10月12日～10月18日）	・人権学習会を実施。新型コロナウイルス感染症対策として各分館単位から公民館で人数制限を設けて実施した。滋野地区（6月14日～6月21日）、和地区（7月12日～7月20日）、北御牧地区（10月12日～10月18日）参加者 34区 115人。	・人権啓発学習会を各分館単位で実施。田中地区（6月6日～6月29日）、祇津地区（7月4日～7月27日）、北御牧地区（10月3日～10月31日）33区	B	A	・人権啓発学習会を各分館単位で実施。田中地区（6月6日～6月29日）、祇津地区（7月4日～7月27日）、北御牧地区（10月3日～10月31日）33区	人権同和政策課	
				16	③市職員・教職員及び福祉関係者などに対する人権同和教育の推進	・体系化された職員研修の計画を策定し、職員一人ひとりが自らの職務を通じて指導的役割が果たせるように計画的な研修を実施します。	・令和4年度職員研修計画に基づき、令和4年7月に開催予定（内容未定） ・新規採用職員研修の一環として令和5年3月に人権研修を開催予定（内容未定）	・令和4年度職員研修計画に基づき、令和4年7月20日に開催した。（出席者122名） ・新規採用職員研修の一環として令和4年3月8日に人権研修を開催した。（出席者10名）	B	B	・令和5年度職員研修計画に基づき、令和5年11月に開催予定（内容未定） ・新規採用職員研修の一環として令和5年3月に人権研修を開催予定（内容未定）	総務課
				17	・4・5月と7月に新任教職員対象の研修会を開催する。1回目は、市の人権同和教育の取り組みと差別の現状について研修し、2回目は、部落差別の歴史や解放子ども会に関する現地研修を行う。	・東御市の人権同和教育、部落差別の現状等を知る機会として、人権同和教育懇談会の前に各校で研修会を実施した。 ・8月に、フィールドワークの研修を昨年度中止となった2年目の教職員の研修も併せて実施した。	・4・5月と7月に新任教職員対象の研修会を開催する。1回目は、市の人権同和教育の取り組みと差別の現状について研修し、2回目は、部落差別の歴史や解放子ども会に関する現地研修を行う。	A	A	・4・5月と7月に新任教職員対象の研修会を開催する。1回目は、市の人権同和教育の取り組みと差別の現状について研修し、2回目は、部落差別の歴史や解放子ども会に関する現地研修を行う。	教育課	

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)	担当課	
I 人 権 同 和 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	I-1 あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進	③市職員・教職員及び福祉関係者などに対する人権同和教育の推進	・体系化された職員研修の計画を策定し、職員一人ひとりが自らの職務を通じて指導的役割を果たせるように計画的な研修を実施します。	18	・総務課が主催する職員研修の協力 ・東御人権セミナーを職員研修として位置づけて実施 ・差別対応マニュアルの作成	・総務課開催の人権研修会(7/20 参加者122名)の協力。参加者へアンケートを実施し、結果を総務課へ報告した。 講師…東御市指導主事 岡澤健一氏 ・令和4年度新規採用職員向けの人権研修(3/8)の講師を、人権同和教育指導員が務めた。 ・東御人権セミナーを職員の自主研修と位置付けて開催した。参加者 24名 ・差別対応ガイドを作成	A	A	・総務課が主催する職員研修の協力 ・東御人権セミナーを職員研修として位置づけて実施 ・差別対応ガイドのバージョンアップ	人権同和政策課	
				19	・医療機関従事者や福祉施設職員、ホームヘルパーなどの医療・福祉関係者に対する人権学習の充実や、民間機関における人権学習の充実が図られるよう講師の紹介、資料の提供等の支援に努めます。	・障がい者差別の解消と合理的配慮についてをテーマにハートをつなぐ障がいセミナーを開催した。(2/13)	B	B	・ハートをつなぐ障がいセミナーを開催する。	福祉課 子ども家庭支援課	
				20	・東御人権セミナーの参加を依頼 ・国・県からの研修会情報を人権啓発センターだけでなく、福祉センター等に配置 ・講師の紹介や資料の提供等、民間機関の学習支援を行う。	・東御人権セミナーへの参加を社会福祉法人に依頼し、医療機関従事者や福祉施設職員、ホームヘルパーなどの医療・福祉関係者に対するて広報を行った。福祉施設職員参加人数 12名 ・県発の「人権つうしん」「人権ながの」他、国・県からの研修会情報を、総合福祉センター、市役所、各地区公民館へ掲示・配布した。	B	B	・東御人権セミナーの参加を依頼 ・国・県からの研修会情報を人権啓発センターだけでなく、福祉センター等に配置 ・講師の紹介や資料の提供等、民間機関の学習支援を行う。	人権同和政策課	
	④子育て支援における人権教育の推進		・妊産期から子どもの生命、健康、成長が尊重されるように、保護者への人権教育を推進します。	21	・各種講座における人権教育の推進 ・こどもの日におけるこいのぼりの掲揚と児童憲章による啓発	・子どもの人権や健康が尊重される子育てができるよう各講座で学びあう機会を設けた。 ・こどもの日にあわせ児童憲章を掲示しポータルサイトにアップするとともに、子育て支援センターにこいのぼりを掲揚し、子どもの人権について啓発した。	A	A	・各種講座における人権教育の推進 ・こどもの日におけるこいのぼりの掲揚と児童憲章による啓発 ・ポータルサイト等によるこども基本法の啓発	子ども家庭支援課	
				22	・もうすぐママパパ学級、妊産婦訪問、乳幼児健診における子への愛着形成と人権教育の推進 ・医療機関や市で実施する母親学級等への参加を勧奨し、市では夫婦での参加しやすい体制とするため引き続き土曜日開催とする。 ・また個々の状況に対応するため、妊婦訪問を継続とする。	妊産期からの愛着形成が大切であることを、母子手帳交付の面接から伝えている。 ・新型コロナウイルス予防を行いつつ、「もうすぐママパパ学級」を開催し、両親で参加しやすいよう、土曜日開催を継続している。 学級は6回、食教室は4回、延べ10回開催。 延べ109名(妊婦55名、家族54名)参加。 食教室を含めない参加妊婦47人のうち初産婦42名。初産婦参加率48.3% ママパパ学級に参加しなくても、妊婦訪問にて個別相談には対応できている。	A	B	・もうすぐママパパ学級、妊産婦訪問、乳幼児健診における子への愛着形成と人権教育の推進。 ・医療機関や市で実施する母親学級等への参加を勧奨し、市では夫婦での参加しやすい体制とするため引き続き土曜日開催とする。 ・また個々の状況に対応するため、妊婦訪問を継続とする。	健康保健課	
				23	・子どもがその子らしく成長し、家族の一員としてのびやかに成長できる家庭づくりを支援します。	・子どもの個性を尊重した相談事業の充実 発達支援事業の充実 利用者支援事業の充実 育児相談事業の充実 オンライン相談の体制整備	・子どもの特性を理解し、子どもの個性を尊重した子育てができるよう相談事業を通じて支援を行った。 【子育て支援センターでの相談】 発達支援事業の実施 12回 参加親子 79回 14組 育児相談 414件 利用者支援事業 270件	B	A	・子どもの個性を尊重した相談事業の充実 発達支援事業の充実 利用者支援事業の充実 育児相談事業の見直しと充実 LINE相談の体制整備と運用	子ども家庭支援課
				24	・各種相談を継続実施し、子の成長に対する保護者の理解を促進する。 ・各種相談に対する敷居を低くするため、母と子の健康相談や乳幼児健診との同日に心理相談等を実施し、相談しやすい日程設定として相談しやすい環境に配慮する。	各種相談の実施 ・母と子の健康相談 週1回 延べ451件 ・発達相談 10回 18件 ・心理・言語相談等 月3~4回 90件	A	B	・各種相談を継続実施し、子の成長に対する保護者の理解を促進する。 ・各種相談に対する敷居を低くするため、母と子の健康相談や乳幼児健診との同日に心理相談等を実施し、相談しやすい日程設定として相談しやすい環境に配慮する。	健康保健課	
				25	・たけのご学級(乳児・幼児を持つ親の学習講座)を開催する。(5回の2クール制)	参加者を増やすため、10講座1クールを5講座2クールに変更した。それぞれ10人・8人の受講生。	B	B	健康や育児に何すること・仲間づくりや趣味に関する講座は庁内にあるため、たけのご学級は中止する。	人権同和政策課	

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
I 人権 同 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	1-1 あ ら ゆ る 場 を 通 じ た 人 権 同 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	⑤人権啓発行事 の 開 催	・市民が関心・興味をもって参加 できる講演会や交流会などの啓発 活動事業を行います。	26	・同和集会所での交流事業の実施 (オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操等) ・北御牧人権啓発センターでの交流事業の実施(パソコン、カラオ ケ、健康体操、料理教室等) ・東御人権セミナーの実施(4回)	・同和集会所(加沢、西宮)での交流事業を実施した。内容…オ カリナ、カラオケ、手芸、健康体操 実施回数 47回・参加者 延 べ268名 ・北御牧人権啓発センターでの交流事業を実施した。内容…パソ コン、カラオケ、健康体操、音楽療法、料理教室、ハンドクラフト 実施回数 41回・参加者 延べ273名 ・人権セミナー(8/24 障がいの人権、9/22 子どもの人権、 10/22 犯罪被害者の人権、11/16 部落差別 合計 165人参 加)を開催した。	B	B	・同和集会所での交流事業の実施 (オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操等) ・北御牧人権啓発センターでの交流事業の実施(パソコン、カラオケ、健 康体操、料理教室等) ・東御人権セミナーの実施(4回)	人権同和政策課
			・人権週間にあわせて、「人権 尊重のまちづくり市民の集い」を 開催し啓発に努めます。	27	・人権尊重のまちづくり市民の集い(12/10出。会場：東御市中央 公民館)の開催。講演講師は、(一社)インターネット・ヒューマ ンライツ協会代表 スマイリーキチ子氏を予定。 学校や各種団体の人権に関する取り組みを発表する場を設ける。	・人権尊重のまちづくり市民の集い(12/10出。会場：東御市中央 公民館)の開催。講演講師は、(一社)インターネット・ヒューマ ンライツ協会代表 スマイリーキチ子氏 参加者 158名。 学校や各種団体の人権に関する取り組みを発表する場を設ける。	A	A	・人権尊重のまちづくり市民の集い(12/9出。会場：東御市中央公民 館)の開催。講演講師に、中井(なかい) 宏美(ひろみ)さんを招きD.Vや 虐待などの子供の人権についての講演を予定。 学校や各種団体の人権に関する取り組みを発表する場を設ける。	人権同和政策課
			・人権週間にあわせて、「人権 尊重のまちづくり市民の集い」を 開催し啓発に努めます。	28	・12月に開催する人権尊重まちづくり市民の集いにおいて、人権啓 発最優秀作品表彰、最優秀作文朗読、作品展示を行う。	・人権尊重のまちづくり市民の集いにおいて、市長から最優秀受 賞者への賞状授与を行い、同時に人権啓発入選作品を中央公民館ロ ビーに展示した(最優秀受賞者7名)。人権尊重まちづくり市民の 集いで、最優秀作文の朗読を実施した。	A	A	・12月に開催する人権尊重まちづくり市民の集いにおいて、人権啓発最 秀作品表彰、最優秀作文朗読、作品展示を行う。	教育課
		⑥広報紙・人権 啓 発 冊 子 ・ 人 権 啓 発 作 品 募 集 及 び 展 示 な ど に よ る 啓 発	・市民が人権問題への認識を深 められるように、市広報紙に人権 啓発シリーズ「心の眼」を掲載し ます。	29	・奇数月発行の市報とうみ本紙に、人権啓発の随筆「心の眼」を連載。 ・人権啓発作品の紹介を市報及び展示などにより行い啓発を行う。	・奇数月発行の市報とうみ本紙に、人権啓発の随筆「心の眼」を連載。 執筆は人権同和教育指導委員が行った。 ・人権啓発作品最優秀作品を市報に掲載するとともに、展示を行っ た。	A	A	・奇数月発行の市報とうみ本紙に、人権啓発の随筆「心の眼」を連載。 ・人権啓発作品の紹介を市報及び展示などにより行い啓発を行う。	人権同和政策課
			・あらゆる人権問題の解決を回 るため、人権啓発冊子の作成など の充実を努めます。	30	・人権同和教育の充実を図るため、生徒の教材として人権同和教育 副読本「あけぼの」を配布する。地域の人権同和教育学習会でも 「あけぼの」の紹介を充実していく。	・人権同和教育の推進のため、副読本「あけぼの」を配布した。 小学校2・4・6年は、学年置きとし、中学校1学年には個人持ち として配布(改訂版)した。指導書は小学校にも配布した。	A	A	・人権同和教育の充実を図るため、生徒の教材として人権同和教育副読本 「あけぼの」を配布する。地域の人権同和教育学習会でも「あけぼの」の 紹介を充実していく。	教育課
			・保育所・幼稚園、学校及び関 係機関での人権同和教育の一環と して、人権啓発のポスター、作 文、標語を募集し、その優秀作品 を用い人権啓発に努めます。	31	・「令和4年度人権啓発作品集」を各学校に配布し、人権同和教育 の授業に役立てたり、入選作品の学校巡回の実施を通して、人権同 和教育の充実を図る。 ・最優秀賞を中心としたハイライト版の作品集も作成し、当日の参 加へ配布する。 ・集会終了後、1週間ごとに各校へ作品を選び、巡回展示を実施す る。	・応募作品から最優秀賞、優秀賞を選考し、市報12月号に掲載し た。最優秀賞及び優秀賞作品を冊子「人権啓発作品集」としてまと め、授与者、各小中学校、関係機関へ配布し、啓発の一環とした。 ・中央公民館ロビーでの展示後、小中学校への巡回展示を実施した (12月～2月 各校1週間ずつ)。	A	A	・「令和5年度人権啓発作品集」を各学校に配布し、人権同和教育の授業 に役立てたり、入選作品の学校巡回の実施を通して、人権同和教育の充実 を図る。 ・最優秀賞を中心としたハイライト版の作品集も作成し、当日の参加へ配 布する。 ・集会終了後、1週間ごとに各校へ作品を選び、巡回展示を実施する。	教育課
			・図書館や人権啓発センターに おける人権啓発図書の実験を図る ように努めます。	32	・広報紙・啓発冊子等による啓発 人権啓発図書を設置しており、さらに充実を図るよう努める。	・人権啓発図書の充実を図った。 人権関連資料 一般書11冊、児童書6冊受入	A	A	・広報紙・啓発冊子等による啓発 人権啓発図書を設置しており、さらに充実を図るよう努める。	生涯学習課
			・市のホームページの活用を回 ります。	33	・各種研修会情報、啓発活動内容などを掲載し、情報の発信を行 う。	・人権施策の基本方針・基本計画、平和と人権を守る都市宣言の掲 載。 ・人権セミナーの開催告知を随時掲載した。 ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う差別的な課題、相談先等につ いて随時掲載した。	A	A	・各種研修会情報、啓発活動内容などを掲載し、情報の発信を行う。	人権同和政策課
			⑦企業における 人権啓発の推進	・東御市企業人権同和教育連絡 協議会(令和3年3月末現在 市 内86社加盟)を中心に関係機関 と連携して、企業の啓発活動を促 進するため、研修機会及び啓発資 料・情報の提供に努めます。	34	・企業人権同和教育講座の開催(2回) ・企業が主体的に人権同和教育に取り組むことへの支援(映像教 材・書籍等の貸し出し) ・協議会活動の情報を市HPに掲載。 ・加盟企業に人権研修に関するアンケートの実施。	・加入企業85社 ・企業人権同和教育講座の開催2回 第1回「部落差別解消推進法施行から5年、その意義と現状」講師 …部落解放同盟長野県連合会 書記長 中本 米 氏 第2回「職場のメンタルヘルスと人権-職場における人間集団や組 織維持に重要な要素-」講師…佐久大学 看護学部・大学院看護学 研究科 教授 朴 相俊 氏 ・上田地域振興局等主催の研修会参加。 ・協議会活動の情報を市HPに掲載した。	B	B	・企業人権同和教育講座の開催(2回) ・企業が主体的に人権同和教育に取り組むことへの支援(映像教材・書籍 等の貸し出し) ・協議会活動の情報を市HPに掲載。 ・加盟企業に人権研修に関するアンケートの実施。
	・企業の人権に関する活動等の 情報収集に努め、企業相互の情報 交換や市民への情報発信に努め ます。	35		・研修会開催時に企業相互の情報交換を行う。 ・市HPを活用し情報の発信を行う。	・企業人権同和教育講座の開催第1回時に情報交換を行った。 ・協議会活動の情報を市HPに掲載した。	B	B	・研修会開催時に企業相互の情報交換を行う。 ・市HPを活用し情報の発信を行う。	人権同和政策課	

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)	担当課			
I 人 権 同 和 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	I-1 あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進	⑧関係機関・市民団体等との連携・協力	・国・県が実施する様々な人権関係施策に積極的に参加します。また、法務局や人権擁護委員及び人権啓発活動ネットワーク協議会等との連携を強化します。	36	・国、県が実施する人権関係施策（人権週間の実施等）に協力 ・国・県からの研修会情報を人権啓発センター等に設置し、市民への周知 ・人権擁護委員の活動（心配ごと相談、街頭啓発活動等）を支援及び協力 ・上田地域人権啓発ネットワーク協議会等の活動の支援及び協力。人権の花運動を、滋野小学校で実施する。	・国・県からの研修会情報を人権啓発センター等に設置し、市民へ周知した。 ・人権擁護委員の活動（心配ごと相談を毎月1回、田中駅で街頭啓発活動実施）への支援・協力を行った。 ・上田地域人権啓発ネットワーク協議会等の活動の支援・協力を、人権の花運動を滋野小学校で実施した。	B	B	・国、県が実施する人権関係施策（人権週間の実施等）に協力 ・国・県からの研修会情報を人権啓発センター等に設置し、市民への周知 ・人権擁護委員の活動（心配ごと相談、街頭啓発活動等）を支援及び協力 ・上田地域人権啓発ネットワーク協議会等の活動の支援及び協力。人権の花運動を、津津小学校で実施する。	人権同和政策課			
			・女性団体連絡協議会・高齢者クラブなどの各種団体での人権同和教育を進めるため、研修会開催の講師派遣などを支援します。	37	・女性団体連絡協議会などにおいて人権研修実施・情報提供などを行う。	・女性団体連絡協議会において人権問題を含む研修会を開催。様々な人権問題について、また思い込みや固定観念、偏見等について学習した。 ・人権学習会9/27	B	A	・女性団体連絡協議会などにおいて人権研修実施・情報提供などを行う。	人権同和政策課			
			・教育委員会及び人権同和担当課に配置された人権同和教育指導員を中心に、市内の関連機関や団体はもちろんのこと、市外の行政機関からの講師派遣要請にも赴き、教育支援、研修支援をします。	38-1	・市内の学校以外の講演や研修の要請にも応じて、人権同和の教育の研修支援を行っている。	・市議会議員、令和4年度採用市職員を対象とした研修会及び全職員を対象とした職員研修の講師を行った。 ・市外からの要請にも対応し、研修支援を行った。 市外実施校 上田第一中学校3年生（3回）、2年生（1回）、望月中学校2年生（1回）	A	A	・市内の学校以外の講演や研修の要請にも応じて、人権同和の教育の研修支援を行っている。	教育課			
				38-2	市内及び市外の行政機関等から講師派遣の要請があった場合、人権同和教育指導員を中心に、教育及び研修の支援を行う。	・東御市の令和4年度新規採用職員向けの人権研修（3/8）の講師を、人権同和教育指導員が務めた。	B	B	市内及び市外の行政機関等から講師派遣の要請があった場合、人権同和教育指導員を中心に、教育及び研修の支援を行う。	人権同和政策課			
			・差別事象など、人権侵害の事象などへの対応については、法務局などの関係機関や関係団体などと連携し、今後の啓発活動に生かすなど再発防止に努めます。	39	・法務局等の会議への参加をして、情報の共有を図る。 ・得られた情報を活用して、啓発を行い人権侵害防止に努める。	・法務局等の会議へ出席し、情報の共有を図った。 ・国、県、機関紙等から得られた情報を活用して、人権侵害防止に努めた。 ・差別事象が発生したため、県のマニュアルに沿って対応した。 ・差別事象が発生したことを職員研修、人権啓発学習会で伝え、再発防止の教材として活用した。	B	B	・法務局等の会議への参加をして、情報の共有を図る。 ・得られた情報を活用して、啓発を行い人権侵害防止に努める。	人権同和政策課			
			I-2 人権問題に関する調査・研究の充実	⑨意識調査の実施	・調査・アンケートは概ね5年を目安に実施します。	40	・人権啓発学習会・人権セミナー等の開催時に、随時アンケートを実施する。	・人権セミナー・研修会の開催時にアンケートを実施、感想・意見・要望等を聴取した。	B	B	・人権啓発学習会・人権セミナー等の開催時に、随時アンケートを実施する。	人権同和政策課	
					・市職員が人権に配慮した職務を遂行していくために「職員の意識調査」に取り組み、必要な点については職務の改善に働きかけます。	41	引き続き、職員の意識調査に取り組み、研修内容を検討する。	令和4年度人権研修会のアンケート結果を踏まえ、研修を実施した。	B	B	引き続き、職員のアンケートにをとり、研修内容を検討する。	総務課	
						42	・職員の意識調査の実施について、総務課に協力する。	・職員人権研修会（7/20 参加者122名）で、アンケートを行い結果を総務課に報告した。	A	A	・職員のアンケートの実施について、総務課に協力する。	人権同和政策課	
					⑩研修・啓発の在り方の研究	・調査・アンケートの結果を踏まえ、体系的な啓発や研修のあり方について、人権同和教育指導員を中心とした研究を進め、効果的な啓発方法の導入に努めます。	43	意識調査の結果を踏まえ、人権同和教育指導員を中心に人権啓発学習会の効果的な進め方、また人権セミナーのテーマ、講師を選定する。	・人権同和教育指導員で人権セミナーのテーマを協議した。	A	A	意識調査の結果を踏まえ、人権同和教育指導員を中心に人権啓発学習会の効果的な進め方、また人権セミナーのテーマ、講師を選定する。	人権同和政策課
							44	効果的な啓発方法の導入について、意識調査の結果を参考に、人権同和教育指導員、東御市人権尊重のまちづくり審議会及び人権啓発センター運営委員会と協議する。	・意識調査の結果を人権同和教育指導員等に説明し、啓発方法について協議した。	B	B	効果的な啓発方法の導入について、意識調査の結果を参考に、人権同和教育指導員、東御市人権尊重のまちづくり審議会及び人権啓発センター運営委員会と協議する。	人権同和政策課

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)	担当課	
II 相談体制の充実と関係団体との連携強化	II-1 実効性のある相談体制の充実	①相談機関の情報提供	・市広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどを利用して各相談機関の情報提供をすることで、的確な相談窓口につなげるように努めます。	45	・子育て相談において関係機関との連携を図る。また市民へ相談機関の活用についてポータルサイトやFMとうみ等を活用して周知する。	・定期的な幹事会を開催し、必要時間関係機関と情報を共有し相談体制の共有や連携を図った。 ・子育て応援ポータルサイト「すくすくばけっと」や市報を活用し、相談事業等を周知した。	A	A	・継続して関係機関との幹事会を開催し、情報提供について確認する。 ・市内だけでなく、医療や福祉を含めた関係者会議の拡大を図りまずは情報共有を行う。 ・相談機関の情報提供については、プッシュ型情報提供としてのポータルサイトの活用を図る。 ・市報は毎月掲載し官民協働で子育て支援を行う意識の醸成を図る。	子ども家庭支援課	
				46	・DV被害・障がいや福祉サービス・生活保護等の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知する。	・DV被害・障がいや福祉サービス・生活困窮等の制度や相談事業情報を市報、市ホームページを活用して周知を実施した。 ・「障がいの者・障がいの児 福祉のしおり」を市ホームページに掲載 ・ひきこもり、社会的孤立状態にある方の相談支援としてLINEによる相談窓口を開設した。	B	B	・DV被害・障がいや福祉サービス・生活保護等の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知する。 ・「障がいの者・障がいの児 福祉のしおり」を更新し市ホームページに掲載する。	福祉課	
				47	・相談事業については引き続き、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知する。 ・自殺対策計画に沿って相談体制の情報提供を実施する。	相談事業について、毎月市報等で周知した。 また、自殺の現状と精神疾患等の正しい知識の普及と対応について理解を促進した。 こころの健康づくり講座2回開催 延べ45人 こころの相談 医師 15件 精神保健福祉士 29件	A	B	・相談事業については引き続き、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知する。 ・自殺対策計画に沿って相談体制の情報提供を実施する。	健康保健課	
				48	・人権よろず相談、心配ごと相談等の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市HPを活用して周知する。 ・関係団体（人権擁護委員協議会他）の相談会等の情報を提供する。	・人権よろず相談、心配ごと相談の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市HP、SNS（LINE）を活用して周知した。 ・関係団体（人権擁護委員協議会他）主催の相談会等の情報を随時市民に提供した。	A	A	・人権よろず相談、心配ごと相談等の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市HP、SNS（LINE）を活用して周知する。 ・関係団体（人権擁護委員協議会他）の相談会等の情報を提供する。	人権同和政策課	
				49	市営住宅入居募集に係る情報を随時市報及び市ホームページを活用して周知する。	・各情報について、市ホームページに掲載及び更新するとともに、必要に応じて市報等へも記事の掲載を行った。 ・市営住宅入居について、優先枠を設け、特に居住の安定を図る必要がある生活困窮者に対し、相談窓口の周知もあわせて行った。	A	A	市営住宅入居募集に係る情報を随時市報及び市ホームページを活用して周知する。	建設課	
				50	・市広報紙等による本人通知制度の周知	・広報紙による周知。（5月1日号） ・今後も継続し市民への周知を図る。	B	B	・市広報紙等による本人通知制度の周知	市民課	
				51	・各相談機関との連携を図り、相互に情報交換して市民に提供できる情報を充実させるように努めます。	・相談員として弁護士、長野県司法書士会上田支部、人権擁護委員、行政相談委員、保健師、まいさば東御相談員に協力いただき、人権よろず相談、心配ごと相談等の相談事業を実施する。さらに、必要に応じて専門相談機関情報を紹介する。（人権よろず相談12回 心配ごと相談12回 女性弁護士による法律相談6回）	A	A	・相談員として弁護士、長野県司法書士会上田支部、人権擁護委員、行政相談委員、保健師、まいさば東御相談員に協力いただき、人権よろず相談、心配ごと相談等の相談事業を実施する。さらに、必要に応じて専門相談機関情報を紹介する。（人権よろず相談12回 心配ごと相談12回 女性弁護士による法律相談6回）	人権同和政策課	
				52	・地域住民の最も身近な相談場所として、東部人権啓発センター及び北御牧人権啓発センターの役割が発揮できるように努めます。	・東部及び北御牧の人権啓発センターに相談員を各1人配置し、日常生活相談事業を実施する。	A	A	・人権啓発センターにおいて、相談員が同和地区及び周辺地域住民の日常生活相談事業を実施した 東部人権啓発センター15件 北御牧人権啓発センター11件	・東部及び北御牧の人権啓発センターに相談員を各1人配置し、日常生活相談事業を実施する。	人権同和政策課
				53	②相談員の資質の向上 ・多様化している人権に関する相談に的確に応じることができるよう、研修を重ねるとともに、受講を通して相談員の資質の向上に努めます。	・長野県保国会館職員研修会に参加する。 ・人権センターながの主催の人権リーダー・部落問題講座等に参加する。	B	B	・長野県保国会館職員研修会に参加する。 ・人権センターながの主催の人権リーダー ・長野県保国会館職員研修会に参加する。 ・人権センターながの主催の人権リーダー ・部落問題講座等に参加する。 ・市町村アカデミー専門実務課程「人権を尊重した地域社会の形成」へ参加する。	人権同和政策課	
				54	③関係機関との連携 ・法務局や県内の専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を進めます。	法務局、県等関係機関と連携する。	A	A	・市民からの人権侵害等の相談について、上田人権擁護委員協議会や上田弁護士会の随時相談などの紹介を行った。	法務局、県等関係機関と連携する。	人権同和政策課

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
II 相 談 体 制 の 充 実 と 関 係 団 体 と の 連 携 強 化	II-1 実効性のある相談体制の充実	⑬関係機関との連携	・ 人権侵害の救済・解決が図られるよう専門機関などと協働します。	56	・ 人権擁護委員等との連携強化 ・ 関係機関との連絡調整	・ 人権擁護委員による心配ごと相談の実施、また人権擁護委員と市関係職員の懇談会を実施し、情報共有と意見交換を行った。 ・ 人権擁護委員の街頭啓発活動については、6/1に田中駅で実施した。	B	B	・ 人権擁護委員等との連携強化 ・ 関係機関との連絡調整	人権同和政策課
			・ 団体が安心して地域に密着した活動ができるよう、団体の結成や活動に関する相談に応じ支援します。	57	・ 人権政策確立懇談会の開催 ・ 市民団体活動支援	・ 人権政策確立懇談会を開催(11/22) 出席者…部落解放長野県連合会、部落解放同盟上小協議会・東御市協議会9人、市議会議員2人、東御市校長会長、市理事者・職員22人	A	A	・ 人権政策確立懇談会の開催 ・ 市民団体活動支援	人権同和政策課
			・ 団体の交流を回り、人権に関する市民の自主的な活動を促すような事業を検討します。	58	・ 市民団体の活動支援	・ 狭山事件を考える東御市民の会の活動を支援として狭山事件の再審を求める市民集いに市庁用バスの運行等を5/24、10/24に行った。 ・ 団体が開催する人権研修の交付金については、実績なし。	B	B	・ 市民団体の活動支援	人権同和政策課
			・ 部落解放同盟東御市協議会の活動を支援します。	59	・ 部落解放同盟東御市協議会へ活動補助金の交付 ・ 協議会との情報の共有	・ 部落解放同盟東御市協議会の活動に対して補助金を交付した。 ・ 協議会と必要に応じて協議を行い、情報共有を図った。	A	A	・ 部落解放同盟東御市協議会へ活動補助金の交付 ・ 協議会との情報の共有	人権同和政策課

令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画書

【評価】R4年度事業実施状況  
 ◆事業実績評価（事業計画どおり事業を実施したか、効果は十分であったか）  
 ◆人権視点評価（人権尊重の視点に立って事業ができたか）

II 課題別施策の推進

課題	施策の方向	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)
1 部落差別（同和問題）	ア 部落差別（同和問題）の早期解決のために、地域での人権啓発学習会のテーマが他の人権問題となる場合でも、部落差別との関連につながる内容を取り上げるなどして継続的に進め、多くの市民が関心を持つことができればという取り組みを進めます。	1	・人権啓発学習会を北御牧（群田・牧ヶ原）、遊野、和地区の地区公民館で開催。R3～R4年度で市内全ての地区を対象とする。 内容…映画「ほんとの空」を鑑賞し、人権同和教育指導員から日頃感じている様々な人権問題についてアンケート等を行う。 ・人権セミナーで部落差別について講演会を開催するとともに部落差別解消推進法の周知を回る。	・人権学習会を実施。新型コロナウイルス感染症対策として各分館単位から公民館へ人数制限を設けて実施した。遊野地区（6月14日～6月21日）、和地区（7月12日～7月20日）、祇津地区（10月12日～10月18日）参加者 34区 115人 内容…映画「ほんとの空」を鑑賞し、人権同和教育指導員から日頃感じている様々な人権問題についてアンケート等を行う。 ・人権セミナーで部落差別について講演会を開催するとともに部落差別解消推進法の周知を回る。	B	B	・人権啓発学習会・人権啓発学習会を各分館単位で実施。田中地区（6月6日～6月29日）、祇津地区（7月4日～7月27日）、北御牧地区（10月3日～10月31日）33区 ・R5～R6年度で市内全ての地区を対象とする。 内容…映画「家庭の中の人権 家庭の中の人権 生まれ来る子へ」を鑑賞し、人権同和教育指導員から日頃感じている様々な人権問題についてアンケート等を行う。 ・人権セミナーで部落差別について講演会を開催するとともに部落差別解消推進法の周知を回る。
	イ これまで実施されてきた施策の成果を生かし、残された課題について、地域の実情をふまえ、必要な事業については一般対策事業の中で実施していきます。	2	部落解放同盟東御市協議会と懇談会等を行い、必要な事業を実施する。	・人権政策確立懇談会を開催（11/22） 出席者…部落解放長野県連合会、部落解放同盟上小協議会・東御市協議会9人、市議会議員2人、東御市校長会長、市理事者・職員22人	B	B	部落解放同盟東御市協議会と懇談会等を行い、必要な事業を実施する。
	ウ 東御市人権啓発センター、北御牧人権啓発センター及び地域にある同和集会所を活用した各地域での交流事業を推進します。	3	・同和集会所での交流事業の実施（オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操等） ・北御牧人権啓発センターでの交流事業の実施（パソコン、カラオケ、健康体操、料理教室等） ・東御市人権セミナーの実施（4回）	新型コロナウイルス感染症対策のため中止した月もあったが下記のとおり開催した。 ・同和集会所（加沢、西宮）での交流事業を実施した。内容…オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操 実施回数 47回・参加者 延べ268名 ・北御牧人権啓発センターでの交流事業を実施した。内容…パソコン、カラオケ、健康体操、音楽療法、料理教室、ハンドクラフト 実施回数 41回・参加者 延べ273名 ・人権セミナー（8/24 障がいの人権、9/22 子どもの人権、10/22 犯罪被害者の人権、11/16 部落差別 合計 165人参加）を開催した。	B	B	・同和集会所での交流事業の実施（オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操等） ・北御牧人権啓発センターでの交流事業の実施（パソコン、カラオケ、健康体操、料理教室等） ・東御市人権セミナーの実施（4回） ・性の多様性に関する研修会の実施（5回）
	エ 東御市人権啓発センター、北御牧人権啓発センターにそれぞれ相談員を配置し相談事業を推進します。	4	・人権啓発センターにおいて、相談員による人権相談事業を実施する。 ・人権啓発センターが同和問題及び部落差別に関する相談の窓口であることを周知する。	・各人権啓発センターにて相談員が人権に関することや悩み事などの相談に応じた。相談件数26件	B	A	・人権啓発センターにおいて、相談員による人権相談事業を実施する。 ・人権啓発センターが同和問題及び部落差別に関する相談の窓口であることを周知する。
	オ 「えせ同和行為」を排除するため、関係機関と連携し、啓発に取り組みます。	5	法務局等の関係機関と連携し、啓発に取り組みます。	・経済産業省中小企業庁作成の「許すな「えせ同和行為」」DVDの東御市企業人権同和教育連絡協議会加盟企業への貸出。貸出実績なし。	B	B	法務局等の関係機関と連携し、啓発に取り組みます。
2 子どもの人権	ア 子ども自らが人権文化創造の主体として行動していけるよう、子育て支援センター、各地区の児童館・児童クラブ、保健センターなどでの子育てグループ等の支援を通じ、子ども一人ひとりの人権を保障する取り組みを充実します。特に子どもの人権をおびやかす虐待については、予防・早期発見・早期対応が重要です。	6	・子どもの人権に関する相談に対して、人権よろず相談、心配ごと相談に対応し、内容に応じて、各種相談機関を紹介する。 ・子どもの人権感覚を育成するため、上田地域人権啓発ネットワーク協議会が実施する人権の花運動（遊野小学校）に協力する。 ・人権セミナーで子どもの人権について開催する。	・上田地域人権啓発ネットワーク協議会が実施する人権の花運動（遊野小学校）に協力した。 ・人権セミナー9/22 子どもの人権について実施 43名	A	A	・子どもの人権に関する相談に対して、人権よろず相談、心配ごと相談に対応し、内容に応じて、各種相談機関を紹介する。 ・子どもの人権感覚を育成するため、上田地域人権啓発ネットワーク協議会が実施する人権の花運動（祇津小学校）に協力する。 ・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/9出、会場：東御市中央公民館）の開催。講演講師に、中井宏美さんを招きDVや虐待などの子供の人権についての講演を予定。
		7-1	・虐待等防止総合対策推進協議会主催の講演会への参加	・コロナ禍のため、虐待等防止総合対策推進協議会主催の講演会が中止になった。	-	-	・虐待等防止総合対策推進協議会主催の講演会への参加
		7-2	・市民と協働の子育て支援環境を整えるため子育て支援サポーターの活動を推進する。 ・各地区の育児サークルの活動支援（のびのびっこ、外あそびの会） ・NP（ノーバディファクト）プログラムの開催。	・市民と協働の子育て支援環境を整えるため子育て支援サポーターの養成講座・フォロー講座を開催した。 ・各地区の育児サークルの活動支援を行った。（のびのびっこ、外あそびの会）	B	A	・市民と協働の子育て支援環境を整えるため子育て支援サポーターの活動を推進し、活動の場の確保とともに子育て見守り支援員登録制度を充足させる。 ・各地区の育児サークルの活動支援（のびのびっこ、外あそびの会）
イ 医師、警察、児童相談所、福祉・教育関係者等により組織されている東御市児童虐待防止ネットワークを活用し、各機関が連携して早期発見に努め、児童とその家族への支援を図ります。	8	・児童虐待防止ネットワークにおける情報共有により被害の早期発見に努め、早期対応を図る。	・児童虐待防止ネットワークにおける情報共有により被害の早期発見に努め、早期対応を図ることができた。 市内保育園、小中学校へ児童虐待の対応についてのチラシを配布した。	B	B	・児童虐待防止ネットワークにおける情報共有により被害の早期発見に努め、早期対応を図る。 ・市内保育園・小中学校へのチラシの配布 ・児童に關係する医療機関（市民病院）等に対しても早めの通告ができるようチラシや説明を行う。	



課題	施策の方向	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)
2 子どもの人権	ウ 妊娠初期から保護者に対する愛着形成等の支援に努めます。	9	・健診、訪問等における観察、早期発見、早期対応及び保護者への健康教育 ・乳幼児健診 ・新生児、乳児訪問 ・離乳食教室 ・産後ケア事業 ・妊娠期からの愛着形成の促進 ・もうすぐママパパ学級 ・妊産婦相談訪問	・健診、訪問等での観察、保護者への啓発、育児不安解消による虐待未然防止を図った。 ・乳幼児健診54回、延べ931名 ・新生児、乳児訪問の実施 ・離乳食教室24回、参加233名 ・産後ケア利用92名(通所・宿泊) ・ママパパ学級6回 93名 ・妊産婦相談訪問 162名 産後ケア事業の周知を図る。 引き続き、健診未受診者の状況確認を行う。	A	B	・健診、訪問等における観察、早期発見、早期対応及び保護者への健康教育 ・乳幼児健診 ・新生児、乳児訪問 ・離乳食教室 ・産後ケア事業 ・妊娠期からの愛着形成の促進 ・もうすぐママパパ学級 ・妊産婦相談訪問
	エ 子どもにとって、家庭内でのしつけや教育は重要な意味を持っています。家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、しつけや家庭教育など子どもに関する相談機関の周知と家庭・地域・学校との連携強化を図り、子育て支援ができる体制の充実を図ります。	10	・養育支援訪問事業における中核会議で家庭の育児力や家事支援の必要性について協議し、必要な支援をする。要保護児童地域対策協議会と連携し家庭支援を行う。 ・初めての赤ちゃんひろば(生後1〜3か月の母子対象)の開催。	・養育支援訪問事業における中核会議で家庭の育児力や家事支援の必要性について協議し、ヘルパー派遣を実施した。また要保護児童地域対策協議会実務者会議において、各家庭の支援方法について協議し、必要な家庭に対し家庭支援を行った。 ・初めての赤ちゃんひろば(生後1〜4か月の母子対象)を11回開催し、育児不安の解消や孤立予防に努めた。	B	A	・要保護児童地域対策協議会や実務者会議と連携し家庭支援を行う。 ・初めての赤ちゃんひろば(生後1〜4か月の母子対象)の開催。 ・子どもとの関わり方や子育てに不安を感じる保護者に対し親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニングを保護者支援臨時特例事業により実施する。
	オ 地域社会では、子ども会育成連絡協議会や青少年育成市民会議、青少年センターの活動をとおして、子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図り、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。	11	子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動を推進するため、下記の事業を行う。 ・子どもフェスティバル ・放課後の子どもの遊び体験事業「げんき塾」 ・親子自然ふれ合い学校(ジュニア野外体験活動事業) ・東御清翔高校と青少年補導委員会による美化活動	子どもフェスティバル→コロナにより中止 放課後子ども教室「げんき塾」市内小学校合計16回 親子ふれ合い学校(ジュニア野外体験活動事業)→コロナにより中止 東御清翔高校と青少年補導委員会による美化活動3回	B	A	子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動を推進するため、下記の事業を行う。 ・子どもフェスティバル ・放課後子ども教室「げんき塾」 ・親子自然ふれ合い学校(ジュニア野外体験活動事業) ・東御清翔高校と青少年補導委員会による美化活動
	カ ネットトラブルから子どもたちを守るために、家庭・地域・学校と連携をして、出前講座や講演会などを実施し、ネットリテラシーを中心としたメディアリテラシー教育の推進を図ります。	12	・学校(教諭、児童・生徒)、地域、保護者、青少年関係者等への啓発学習会 ・乳幼児を持つ保護者向けの出前講座 ・ネットリテラシー学習会・講演会・出前講座等の開催	児童・生徒向け出前講座24回 教諭・保護者向け出前講座12回 保育園出前講座 4回 青少年補導委員会向け出前講座1回 計41回 延べ参加者2,802名 ※コロナ禍ではあったが、感染対策を行い、出前講座数及び参加者数は前年度より増加した。また、低学年への親子出前講座や東部中は外部講師による講演会などを実施するなど充実したメディアリテラシー教育の推進を図った。	A	A	・学校(教諭、児童・生徒)、地域、保護者、青少年関係者等への啓発学習会 ・乳幼児、保育園、幼稚園児を持つ保護者向けの出前講座 ・ネットリテラシー学習会・講演会・出前講座等の開催
	キ いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対応ができるよう、学校における道徳教育(人権教育)やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実や児童会・生徒会における交流活動等の取組を推進していきます。また、子ども社会だけの問題と捉えず、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みや啓発を推進していきます。さらに、小中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した悩み相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。	13	・いじめ・不登校対策連絡協議会を開催する。 ・いじめアンケートの実施に際し、アンケート内容を工夫し、いじめの根絶につなげる。 ・市教委が個別の不登校の状況と共有し、学校の支援、指導とともに子どもサポートセンターと連携し、保護者家庭への支援を進めていく。	・いじめ・不登校対策連絡協議会を開催(R4.7月)した。 ・いじめ・不登校の状況について、各小中学校から市教委へ毎月報告をし、定例教育委員会、市長会長及び市教頭会で情報共有をした。 SC、SSW、福祉課等と連携して対応した。 ・各学校において、いじめ・不登校等対策委員会にて情報共有を行い、チーム支援を実施した。 ・いじめアンケートを毎月実施した。	A	A	・いじめ・不登校対策連絡協議会を開催する。 ・いじめアンケートの実施に際し、アンケート内容を工夫し、いじめの根絶につなげる。 ・市教委と学校が不登校児童生徒の状況と共有し、指導・支援をしていくとともに子どもサポートセンターと連携し、保護者家庭への支援を進めていく。

課題	施策の方向	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)
3 女性の人權	ア 女性の人權は、慣習や男性の意識を改革していくことが重要であり、また、女性自身の意識改革と行動変容を積極的に行うことが必要であるため、男女共同参画社会の構築に向けて、教育と啓発を行います。	14	・男女共同参加週間（6月23日～29日）について市報等で啓発を行う。 ・男女共同社会の実現に向け、「男女共同参画のつどい」を開催する。	男女共同参加週間事業は6月25日講演会を実施、参加者123人。 ・男女共同参画のつどいは3月4日実施、75人参加。	B	A	・男女共同参加週間（6月23日～29日）について啓発事業を行う。 ・男女共同社会の実現に向け、「男女共同参画のつどい」を開催する。
		15	・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。（北御牧地区・田中地区） ・男女共同参画推進のための各種講座・学習会を開催する。 ・女性団体の活動支援 ・男女共同参画啓発のため、男女共同参画推進会議だよりの2回発行	・男女共同参画まちづくり地区懇談会は北御牧地区11月27日実施77人参加、田中地区10月6日60人参加した。 ・長野県男女共同参画センター“あいとびあ”さんかくセミナーのサテライト会場3回・延べ21人参加。 ・人権研修会等に取り組む女性団体連絡協議会の活動を支援した。 ・男女共同参画推進会議だより2回発行。	B	A	・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。（笠野地区・津津地区） ・男女共同参画推進のための各種講座・学習会を開催する。 ・女性団体の活動支援 ・男女共同参画啓発のため、男女共同参画推進会議だよりの2回発行
	イ 社会に根強く残る男女の役割を固定的にとらえる人々の意識を変えていくためには、あらゆる場面で教育・啓発が必要になることから、学校教育だけでなく、就学前教育・保育から生涯学習の場において教育・啓発を進めます。同時に、女性自らの健康を守るため性と生殖に関する健康の視点に立った教育・啓発を進めます。	16	思春期保健事業による啓発 ・中学生へのびあ健康教育の実施（同世代の仲間との共感、価値観の共有により、進路、生き方、性と生殖について自己決定能力を高める。）	新型コロナ感染予防のために、外部講師による健康教育は中止になった。	—	—	新型コロナ感染予防のために、県が講師の育成をできなかったため中止。
	ウ 女性の社会的自立へ向け、女性の職場における活躍の推進のために事業主への啓発を進め、女性の就労を促進すると共に、女性の各種委員会・審議会等への積極的な登用、地域活動への参加を図る取り組みを進めます。	17	・男女共同参画行政推進会議との連携 行政における審議会や各種委員会への女性の参画状況を調査し、積極的な登用を促す。	男女共同参画行政推進会議を通して審議会等への女性の参画状況の調査した。委員改選時に女性の積極的な登用を促すことを依頼した。	B	B	・男女共同参画行政推進会議との連携 行政における審議会や各種委員会への女性の参画状況を調査し、積極的な登用を促す。
	エ 活力ある社会づくりに向け男女双方のワークライフバランスが推進される社会づくりに取り組みます。	18	市民から男女共同参画川柳作品を募集する男女共同参画啓発事業を実施する。 企業の取り組みの紹介等の情報発信をしていく。	男女共同参画啓発事業「おうちあるある川柳募集」を行い、家庭での役割や家事分担の見直しにつながる取り組みをした。 企業訪問は、新型コロナウイルス感染症の流行により中止となった。	B	A	市民から男女共同参画川柳作品を募集する男女共同参画啓発事業を実施する。 企業の取り組みの紹介等の情報発信をしていく。
	オ ドメスティック・バイオレンス（DV）、ハラスメント（嫌がらせ）、性犯罪などの女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識高揚を促す啓発活動を強化し、人権相談、支援体制を充実します。	19	・引き続き福祉事務所に女性相談員を1名配置し、女性相談の全般に対応し、支援の強化を図る。	・福祉事務所に女性相談員を1名配置し、女性相談の全般に対応することができた。	A	A	・引き続き福祉事務所に女性相談員を1名配置し、女性相談の全般に対応し、支援の強化を図る。
	20	女性に対する暴力根絶に向けた情報発信をする。 女性弁護士による法律相談を6回実施する。	・女性に対する暴力根絶、女性の相談窓口について市報による啓発を福祉課とともに実施した。 ・女性弁護士による法律相談を6回実施した。相談件数17件	B	B	女性に対する暴力根絶に向けた情報発信をする。 女性弁護士による法律相談を6回実施する。	
4 障がい者の人權	ア 障がいのある人もない人も、共に生きる社会づくりを理念とする「ノーマライゼーション」や「共生社会の実現」の普及促進を進めるとともに、さまざまな機会を通して障がい者が抱える多様な課題について認識を深め、障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や意識啓発を図ります。	21	ハートをつなぐ障がいセミナーを2回開催する。	・障がい者差別の解消と合理的配慮についてをテーマにハートをつなぐ障がいセミナーを開催した。（2/13）	B	B	ハートをつなぐ障がいセミナーを開催する。
		22	ハートをつなぐ障がいセミナーを2回開催する。 民間介護・福祉事業所連絡会への情報提供を重ね、必要に応じ学習会等を開催する。	・障がい者差別の解消と合理的配慮についてをテーマにハートをつなぐ障がいセミナーを開催した。（2/13） ・市内介護・福祉事業所を対象とした東御市の人権施策についての研修会を人権同政策課と共催で開催した（2/16）	B	B	ハートをつなぐ障がいセミナーを開催する。
	ウ 障がい者やその家族の方の相談内容は、医療・保健・福祉・労働・教育など広範囲に及ぶため、各関係者の連携を強化して、より充実した相談ができるよう努めます。	23	講演会や相談の周知を、関係機関と連携し、継続して実施する。	精神疾患等の正しい知識の普及と理解促進のための講演会、相談を実施した。 ・精神保健講演会 3月23日 60名参加 ・こころの相談 24回実施 44件 ・人権よろず相談での相談 1回実施 1件	A	B	講演会や相談の周知を、関係機関と連携し、継続して実施する。
	24	・障がい者の人權をテーマに講演会を開催する（人権セミナー） ・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・障がい者の人權に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。	・人権セミナー8/24 長野県視覚障がい者マラソン協会会長 保科清氏を招いて実施 41名 ・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して12回実施した。 ・障がい者の人權に関する相談実績なし。	A	B	・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・障がい者の人權に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。 ・人権啓発学習会で	
	エ 障がい者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。	25	ボランティアに対する情報提供の場としている「重度障がい児(者)希望の旅」「福祉の森ふれあいフェスティバル」等の活動を支援する。	・ボランティアに対する情報提供の場としている「重度障がい児(者)希望の旅（9/17～9/18）」事業に対し補助を行い、ボランティア活動の推進を支援した。	B	B	・ボランティアに対する情報提供の場としている「重度障がい児(者)希望の旅」等の活動を支援する。 ・社会福祉協議会と連携し、近隣やボランティア等による、地域における支え合い活動の活性化を図る。

課題	施策の方向	番号	R4年度事業計画 (事業名・内容)	R4年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R5年度事業計画 (事業名・内容)
5 高齢者の人権	ア 高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。また、高齢者が主体性を持って社会参加できるような意識啓発やシニア大学等生涯学習の充実を図ります。	26-1	・シニア大学等の交流機会の提供をする。 ・技能講座や教養講座等を開講する。	・シニア大学事業を実施した。 技能講座 16回 教養講座(屋外講座) 1回 合計 17回実施 参加人数 28人	B	B	・シニア大学等の交流機会の提供をする。 ・技能講座や屋外学習を実施する。
		26-2	・シニア大学等で高齢者が気軽に参加できるスポーツを普及、振興する。	・シニア大学でゲートボールの講座を開講した 参加人数11人	B	B	・シニア大学等で高齢者が気軽に参加できるスポーツを普及、振興する。
	イ 寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。	27	・市報、FMとうみ、市ホームページ等の活用及び市民を対象とした講座等の開催により、医療・介護の総合相談窓口や地域包括ケアシステム等について地域住民への普及啓発を図る。 ・医療、介護、福祉、地域等の連携強化のため、多職種連携会議、地域ケア会議、医療機関との連携会議等を開催する。	・市報・市ホームページ等への掲載や各地区公民館にて出張相談窓口の開設により医療・介護・福祉の総合相談窓口や地域包括ケアシステム等について地域住民への普及啓発を図った。 ・多職種連携会議4回 (5/31・7/7・10/6・11/8) ・地域ケア推進会議1回(2/2) ・市内医療機関の訪問(3カ所)	B	B	・市報、FMとうみ、市ホームページ等の活用及び市民を対象とした講座等の開催により、医療・介護・福祉の総合相談窓口や地域包括ケアシステム等について地域住民への普及啓発を図る。 ・医療、介護、福祉、地域等の連携強化のため、多職種連携会議、地域ケア会議、医療機関との連携会議等を開催する。
		28	・高齢者の権利擁護について市報、市ホームページ等を活用して啓発する。 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・高齢者権利擁護相談の実施	・成年後見制度相談会1回(3/2)相談者4名 ・認知症サポーター養成講座6回(ホット金井クラブ5/28、和小平6/24、東御市役所10/8、県区11/16、民生委員1/27、東御社協3/25) 延べ受講者数210名 ・虐待防止総合対策推進協議会1回(6/1) ・高齢者権利擁護相談・対応105件	B	B	・高齢者の権利擁護について市報、市ホームページ等を活用して啓発する。 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・高齢者権利擁護相談の実施
	ウ 高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図ります。また、虐待が発生した際の高齢者の安全確保のための方策、成年後見のさらなる普及啓発を行います。	29	・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・高齢者の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。	・よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して12回実施した。 ・高齢者の人権に関する相談があれば、電話等での問い合わせに応じて各種関係機関の相談事業を紹介した。	B	B	・人権セミナー 9月9日に認知症希望大使 春原治子さんで実施予定。 ・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・高齢者の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。 ・人権啓発学習会で啓発を実施。
		30	・地域の方と気軽に交流ができる「通いの場」の立ち上げ、継続、支援を実施する。 ・地域の支えあい体制づくりについて共有・協議をするため生活支援協議体会議を開催する。	在宅介護リフレッシュ事業3回(7/8・11/2・3/1) ・通いの場新規立ち上げは0か所であったが、コロナ禍により開催を自粛していた通いの場の再開・継続支援を3か所実施できた。 ・生活支援協議体会議3回(5/10・7/1・2/14)	B	B	・地域の方と気軽に交流ができる「通いの場」の立ち上げ、継続、支援を実施する。 ・地域の支えあい体制づくりについて共有・協議をするため生活支援協議体会議を開催する。
オ 振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。	31	・高齢者への被害防止策として市報、FMとうみ、市ホームページ等を活用して啓発する。 ・消費生活センターと連携し、消費者被害防止等の相談支援の強化を図る。	・悪質商法被害防止・特殊詐欺被害防止等のチラシの設置 ・消費者被害防止等の相談4件	B	B	・高齢者への被害防止策として市報、FMとうみ、市ホームページ等を活用して啓発する。 ・消費生活センターと連携し、消費者被害防止等の相談支援の強化を図る。	
6 外国人の人権	ア 「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、市民一人ひとりが国際理解を深め、豊かな国際感覚を身に付け、国際化の時代に対応できる視野の広い人づくりを推進します。	32-1	・外国人の人権に加え「ヘイトスピーチ」について啓発するとともに、相談窓口についても周知広報する。 ・人権啓発学習会、人権セミナーにおいては、他人権問題と関連付け教育・啓発を行う。	・人権学習会で外国人の人権に加え「ヘイトスピーチ」について啓発を行った。 ・相談窓口について、人権啓発学習会とHPで周知広報を行った。	B	B	・外国人の人権に加え「ヘイトスピーチ」について啓発するとともに、相談窓口についても周知広報する。 ・人権セミナーで外国人の人権について実施する。 ・人権啓発学習会、人権セミナーにおいては、他人権問題と関連付け教育・啓発を行う。
		32-2	・ALITや友達とのふれあいだけでなく、今の社会問題にも関心を向けさせ、理解を深める機会を多く持つ。	・ALITや外国にルーツを持つ友達との触れ合いを通して、国際感覚を身につけるように努めた。	B	B	・ALITとの交流を通して、社会問題に関心を向け、理解を深める機会をつくる。
	イ 文化や習慣の違いなどを理解するために、外国人との交流や市の国際姉妹都市である米国オレゴン州マダラス市との交流、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン相手国であるモルドバ共和国との交流を推進します。	33	・国際友好協会(補助金交付団体)による中学生、高校生海外ホームステイ派遣事業 ・オンラインアプリケーションを使用した交流事業 ・外国籍市民との交流サロンの開催 ・ホストタウンモルドバ共和国交流事業	・中学生ホームステイ派遣事業(中止) ・高校生ホームステイ派遣事業(中止) ・オンラインアプリケーションを使用した交流事業 ・外国籍市民との交流サロンの開催(中止) ・モルドバ共和国交流事業	B	B	・オンラインアプリケーションを使用した交流事業 ・外国籍市民との交流サロンの開催 ・モルドバ共和国交流事業 ・アメリカオレゴン州マダラス市との交流事業
		34	・国際交流を推進している市民団体(東御市国際友好協会)の活動費に対し補助金等による支援を実施。	・東御市国際友好協会への補助金による支援(新型コロナウイルス感染症のためホームステイ事業については補助なし、モルドバ共和国交流事業については補助を実施)	B	B	・国際交流を推進している市民団体(東御市国際友好協会)の活動費に対し補助金等による支援を実施。
	エ 言語の違いによるコミュニケーション不足が、様々な問題を引き起こしている傾向があります。外国語の生活ガイドによる支援や総合的な相談窓口の設置、就職相談や人権相談などその内容に応じた相談窓口の情報提供など相談体制の充実を図るほか、国の関係機関と連携を図りながら、外国籍住民を雇用する企業に、働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。	35	外国人コミュニケーションが、外国籍住民に対し、以下の相談事業を行う。 ・生活全般：ごみの出し方等 ・教育：小中学校の保護者、児童支援 ・子育て：保育園の保護者、児童支援 ・翻訳：市民への通知、市民病院での通訳	外国人コミュニケーションが、外国籍住民に対し、庁内各部署や国等の関係機関とも連携を図りながら、左記事業計画の相談支援事業を行った。	B	A	外国人コミュニケーションが、外国籍住民に対し、以下の相談事業を行う。 ・生活全般：ごみの出し方等 ・教育：小中学校の保護者、児童支援 ・子育て：保育園の保護者、児童支援 ・翻訳：市民への通知、市民病院での通訳

		<p>・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。</p> <p>・外国人の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。</p>	<p>・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して12回実施した。</p> <p>・外国人の人権に関する相談があれば、各種関係機関の相談事業を紹介するが、実績はなかった。</p>	B	B	<p>・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。</p> <p>・外国人の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。</p>
--	--	--	---	---	---	--